

[事案 22-109] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 6 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

銀行を募集代理店として変額個人年金に加入したが、募集人（銀行員）からは申込前にパンフレットを交付されず、口頭での説明を受けたただけで、リスクについての説明がなかったことを理由として、契約を無効とし一時払保険料の返還を求めたもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 8 月、募集人から、預金が満期になる直前に、有利なものがあると勧められ変額個人年金保険（保険料一時払）に加入したが、その募集方法は下記のとおり不適切なもので、自分の考えた内容と異なるものであった。契約を無効とし、一時払保険料を返還してほしい。

- (1)口頭での説明はあったが、パンフレットや契約締結前交付書面等により説明を受けておらず、リスク等の説明は受けていない。
- (2)申込前に契約締結前交付書面を手交されておらず、法令等の定め反している。

<保険会社の主張>

下記のとおり、契約の無効や取消しに該当するような事情は見当たらないため、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人が申立人を訪れた際に、預金が満期を迎えることを説明したうえで、継続について確認したところ、申立人より「当面使う予定のないお金であるが何かあるか」との相談を受けたため、変額年金保険という商品を案内できる旨を説明したのであり、募集人から変額年金保険への切り替えを提案したわけではない。
- (2)募集人は、申立人に対して、パンフレット、提案書及び契約締結前交付書面を提示し、適宜、読み上げる方法により、本商品内容及びリスクを説明している。
- (3)その上で、申立人が本商品に関する意向・適合性確認書を作成したことを受けて、本商品に関する契約の申込みを受けている。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張は、法律的には、要素の錯誤による無効（民法第 95 条本文）もしくは詐欺による取消し（第 96 条 1 項）を主張するものと解し、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人・募集人からの事情聴取の内容にもとづいて審理した。

検討の結果、下記の通り、申立人の主張する錯誤の存在や、募集人による欺もう行為を認めることはできないため、本件申立内容は認めることができないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

1. 「商品説明は口頭のみであったか」について

以下の点から、本件商品につき、口頭での説明で、リスクについて十分な説明をし

なかった旨の申立人の主張は、採用することができない。

- (1) 募集人は、パンフレットを中心に商品内容につき、リスクを含めて説明したと述べるところ、変額個人年金保険のような複雑な商品を説明する際に（しかも1時間ないし1時間半かけて説明するに当たり）、パンフレット等（契約締結前交付書面を含む）を使用しないで説明することは困難であり、これらに基づき説明したものと推認できる。
- (2) 申立人も、事情聴取において、募集人が、提案書、パンフレット、会社案内を示して説明したことは認めており、これらの書類は他の一件書類とともにキットになっていることから、募集人は、契約締結前交付書面を含む一件書類を示しながら説明したものと推認できる。

2. 申立人における「錯誤」の有無について

以下の事実等を考え併せると、申立人の主張する錯誤の存在を認めることはできない。また、仮に、申立人が錯誤に陥っていたとしても、以下の事実を照らせば、申立人には重大な過失^{【注】}があると言わざるを得ないので、契約の無効を主張することはできない（民法95条ただし書き）。また、以下の事実を照らせば、募集人による欺罔行為を認めることはできないので、詐欺による取消しも認めることはできない。

- (1) 申立人は、加入に際し、募集人から約1時間から1時間半をかけて本件商品の説明を受けた後、「意向・適合性確認書」の「特にご確認いただきたい事項について」のすべての確認事項につき、「はい」の欄に自らチェックを付し、自署した。
- (2) 申立人は、契約申込書に自署し、同申込書の「商品のしくみ・リスク等について十分に説明を受け、その内容を確認しました。『契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）』『ご契約のしおり』を確かに受領しました。」との欄に、これを肯定する捺印をした。
- (3) パンフレット、契約締結前交付書面には、本件商品は、保険料を投資信託等を投資対象としている特別勘定で運用し、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額、および年金額等が変動（増減）する仕組みの生命保険商品であること、解約払戻金等の受取合計額が、払い込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあること、解約控除、契約者が負担することになる費用等のリスクについて記載されている。

【注】重大な過失とは、通常人に要求される程度の相当な注意をしないでも、わずかな注意をすればたやすく結果を予見することができた場合であるのに漫然と見過ごしたような著しい注意欠如があることをいう。

【参考】

民法95条（錯誤）

意思表示は、法律行為の要素に錯誤があったときは、無効とする。ただし、表意者に重大な過失があったときは、表意者は、自らその無効を主張することができない。